

RAI·REN 通

令和5年1月31日





令和5年4月1日施行

第63条の11 道路交通法

第|項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努め なければならない。

第2項

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるとき は、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努め なければならない。

第3項

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児 が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用 ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

自転車の利用と ヘルメットの着用はセット

正しくかぶって安全に利用しよ



ツイッターURL

https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html 交通事故統計・分析URL <u>https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.</u>html

https://twitter.com/gpkoutsuukikaku







交通安全情報